

第 3 期岩倉市地域福祉計画 令和5年度進捗評価シート

基本目標	2 誰一人取り残さない、寄り添う支援がある地域(まち)づくり
施策	(2) 権利擁護の推進

<現状と課題>

・本市では、認知症や障がい等により判断能力が不十分な人が、安心してサービス利用や財産の管理ができるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業を推進してきました。平成 30 年度には本市と小牧市、大口町、扶桑町で「尾張北部権利擁護支援センター」を共同設置し、権利擁護に関する相談・支援業務を委託して、支援体制を強化しています。 ・また、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とする「成年後見制度利用促進計画」を策定し、関係機関と連携を図りつつ、各種取組を推進しています。 ・高齢化の進行に伴い、認知症の人などが増加し、権利擁護に関する支援が必要な人は増加していく見込みです。制度の浸透を図り、より一層、必要な人に支援が届くようにしていく必要があります。 ・また、高齢者や障がいのある人、子どもの権利を守り、尊厳を保持していくためには、虐待対応も重要な事項です。虐待の防止、早期発見・早期対応に向けては、虐待に関する相談支援体制の充実はもとより、相談支援の基盤となる関係機関や関係者等の連携を強化していくことが必要です。 ・さらに、虐待等の早期発見のためには、市民自身が虐待に関する基本的な知識を持つことも重要であるため、情報発信や理解の促進を図ることが必要です。

単位施策:13 権利を守るための支援の充実		
・国や県、関係団体等と連携しながら、権利擁護に関する制度・事業の周知と利用促進を図ります。また、人権等に関する新たな課題への対応を含めた意識啓発や広報を行い、差別や偏見の解消に向けて取り組みます。		
事業	取組内容及び成果	課題及び今後の方向性
●成年後見制度利用支援事業	障がい者の権利を擁護し、安定した日常生活を営めるように、成年後見制度の審判請求に要する費用を1件、後見人等に対する報酬を1件の支援を実施した。 認知症などにより判断能力が不十分な高齢者のうち、親族等による申立てができない高齢者に対し、市長申立て5件、また、成年後見人・保佐人への報酬助成3件を行い、成年後見制度の利用に係る支援を行った。	引き続き、成年後見制度利用支援事業を実施し、障がい者の権利擁護支援に努める。 成年後見制度の利用が必要な高齢者に対し、尾張北部権利擁護支援センターなど関係機関と連携し、適切な支援につなげていく。
●尾張北部権利擁護支援センターにおける体制整備	尾張北部権利擁護支援センターや関係機関との連携を図り、障がい者の権利擁護支援の充実に努めた。センターを共同運営する岩倉市、小牧市、大口町及び扶桑町で講演会や研修会を開催し、成年後見制度等の周知・啓発を行った。 「成年後見制度利用促進計画」の基本施策である後見候補者の確保、育成を図るため「市民後見人養成事業」をスタート	尾張北部権利擁護支援センターと連携して、成年後見制度の周知や利用の促進を図る。 引き続き、「市民後見人養成事業」を実施し、地域における権利擁護支援が図られるよう取り組んでいく。 権利擁護の利用促進を図るため、福祉課と連携し、尾張北部権利擁護支援センターの体制整備に取り組

		した。第1期生として34名（うち岩倉市民11人）が受講した。 尾張北部権利擁護支援センター5周年記念講演会において、パネラーとして協力し、尾張北部権利擁護支援センターの周知に努めた。	んでいく。
●日常生活自立支援事業	社会福祉協議会	利用者20人に対し、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理サービス、書類預かりサービスを提供し、安心した福祉サービスの利用のための援助を行った。	広報紙やホームページで、さらに事業の周知を図る。
●岩倉市子ども条例の推進	子育て支援課	学校での「子どもの権利を考える週間」の授業や、広報紙に条例の内容を掲載することにより子ども条例の周知を行った。 また、次期岩倉市子ども行動計画の策定に向けて、小学4年生・中学2年生・高校2年生にあたる年齢の子どもとその保護者に、子どもの権利についてのアンケート調査を行った。 各児童館では、「子ども行動計画」に基づく子どもの意見を取り入れた行事等を実施した。	「子ども条例」の認知度を高めるため、学校を通じた子どもと大人への周知を行うとともに、子どもの意見に基づいた行事を実施するなど、「子ども条例」に基づく施策を実施していく。 また、次期岩倉市子ども行動計画を、第3期岩倉市子ども・子育て支援事業計画と一体の計画として策定する。
●その他			

単位施策：14 虐待防止に向けたネットワークづくり

・子ども、高齢者、障がい者などに対する虐待やDV等について、市民、地域組織・団体、司法や福祉の専門機関等との連携を図り、虐待防止に向けて早期発見・早期対応に取り組みます。

事業		取組内容及び成果	課題及び今後の方向性
●要保護児童等対策地域協議会	福祉課、健康課	要保護児童等対策地域協議会定例会を毎月開催し、関係機関との情報共有により、連携して見守ることで早期に対応することができ、虐待防止につながっている。	関係機関により通告をするタイミング等の違いがあるため、通告を要する状況の認識を共有していく。
●障がい者虐待防止に関する周知・啓発	福祉課	地域自立支援協議会の部会活動として、障がい児虐待防止研修を事業所向けに開催し9事業所29人の参加があった。	引き続き、地域自立支援協議会の活動や関係機関と連携し、障がい者・児の虐待防止に関する周知・啓発に取り組む。
●高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の実施	長寿介護課	高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を1回開催し、高齢者虐待の事例報告などを行い、関係機関との情報共有を図った。	高齢者虐待の防止や早期発見、早期対応できるよう関係機関との連携、情報共有を図るため、運営委員会を実施していく。

●その他						
事務局評価	取組 2	指標 －	評価 B	評価理由	新たに市民後見人養成事業がスタートし、市民 11 人が受講する等権利擁護の推進に向けて各施策の取組が順調に進んでいる。	
推進委員評価	B			推進委員評価 判断理由・コメント	成果指標の設定がないため客観的に分かりにくさがあるものの、取組は概ね順調に進んでいると感じる。	